

新発田市「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」試行実施要領

（令和5年4月施行）

1 目的

建設産業においては、週休2日（4週8休相当※）の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日（4週8休相当）を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」を本要領により試行する。

※ 4週8休相当とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く。）において28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事

令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事で、発注者が試行対象として選定した工事を対象とする。ただし、週休2日とすることが困難である事情が発生した場合は、発注者と受注者が協議の上週休2日を実施しないこととすることができる。

3 発注方式

(1) 発注者指定型

発注者が工事を「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」に指定して発注する方式。発注者指定型の場合は、受注者は原則として4週8休相当以上の現場閉所に取り組むものとする。

(2) 受注者希望型

工事着手前に受注者が「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」に取り組む旨を発注者に協議し、4週6休～8休相当以上の現場閉所に取り組む工事。

4 「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」の試行内容

(1) 工事現場について

ア 原則、対象工事現場において、完全週休2日※の現場閉所を確保することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

イ ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（発注者指定型は4週8休相当以上、受注者希望型は4週6休～8休相当以上）の現場閉所を確保するものとする。

※ 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

(2) 技術者について

対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者（以下「技術者」という。）とし、週休2日（4週8休相当）を確保するものとする。（内業のみの日は勤務日として扱う。）

5 試行の流れ

(1) 工事発注時

ア 発注者指定型

(ア) 発注者は「4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に乗じて予定価格を算出する。補正係数は以下のとおり。

ただし、営繕工事は労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、予定価格を算出する（市場単価等の補正率は、令和2年6月23日付け国営積第4号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する）。

【4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合の補正係数】

労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06
市場単価	別紙「市場単価補正係数の一覧表」による

(イ) 発注者は、設計書に『新発田市「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」（令和5年4月試行）発注者指定型特記仕様書』を添付する。

イ 受注者希望型

(ア) 発注者は、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」の経費補正を行わずに予定価を算出する。

(イ) 発注者は、設計書に『新発田市「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」（令和5年4月試行）受注者希望型特記仕様書』を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

ア 発注者指定型

(ア) 契約後速やかに「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」発注者指定型であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認する。

(イ) 課題がある場合は打合簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

イ 受注者希望型

(ア) 受注者は、契約後速やかに「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」の希望の有無について、打合簿により監督員と協議を行う。協議の結果、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」を実施することが困難である場合は、本要領によらず施工するものとする。

(イ) 発注者は、5（2）イ（ア）に規定する協議が調い次第、週休2日の工程を確保するために必要な日数を受注者と協議の上決定し、必要に応じて工期変更を行う。ただし、繰越が予想される工事※においては、市議会承認後、工期変更を行う際に、受注者と協議の上決定し、必要な日数を付与するものとする。

※「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表※（任意様式）を監督員へ提出する。ただし、以下に留意すること。

(ア) 発注者指定型

工事現場及び技術者ともに4週8休相当以上の計画を原則とする。

(イ) 受注者希望型

工事現場は4週8休相当以上の計画を原則とするが、4週7休相当以上又は4週6休相当以上の計画とすることも可能とする。技術者は、4週8休相当以上の計画とする。

※ 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないように、留意すること。

イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事（現場閉所型）」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。

エ 発注者は、受注者と必要に応じて、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数 (b) ≥ 実施対象期間 (a) ※1 から算出される現場閉所日数

(= 実施対象期間 (a) × 6 ~ 8 / 28)

※1 実施対象期間 (a) とは、現場着手日※2から現場完了日※3のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等※4を除いた期間をいう。

※2 現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。

※3 現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。

※4 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、以下の期間が含まれる。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

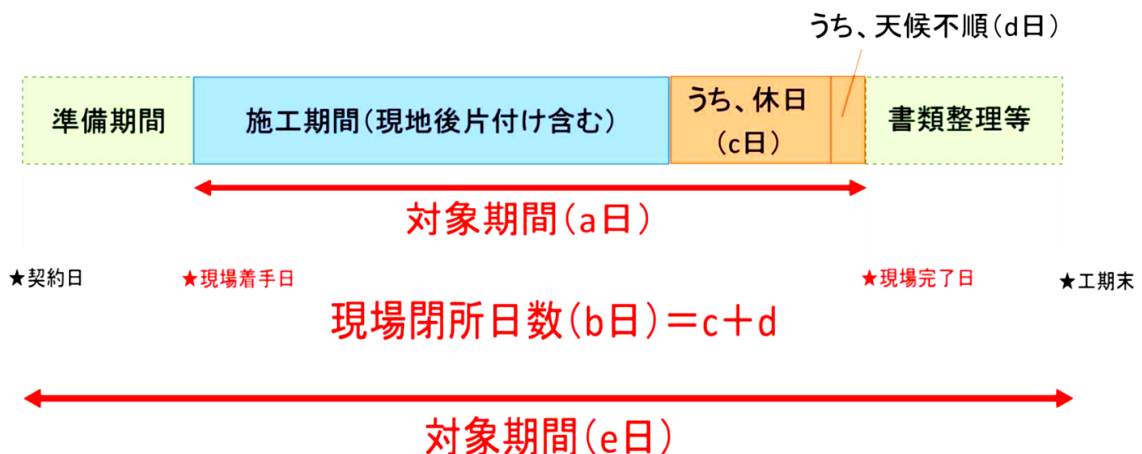
【技術者の確認方法】

対象者休日取得日数 ≥ 実施対象期間 (e) ※から算出される対象者休日日数

(= 実施対象期間 (e) × 8 / 28)

※ 実施対象期間 (e) とは、契約日から工期末までのうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう。

《参考イメージ》



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

(4) 設計変更

発注者は、現場閉所状況を確認し、現場閉所状況に応じて標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に以下の補正係数を乗じ、設計変更する。（営繕工事は5(1)ア(ア)により労務費に補正係数を乗じ、設計変更する。）

なお、現場閉所が4週6休相当未満の場合は、補正を行わない。

【補正係数の一覧表】

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03
市場単価別	別紙「市場単価補正係数の一覧表」による		

※ 厚生労働省の諸経費体系を適用する工事は、当該設計書の諸経費体系に示す年度の「水道施設整備費に係る歩掛表」の補正係数を乗じるものとする。

ア 発注者指定型

発注者が現場閉所状況を確認した結果、現場閉所が4週8休相当に満たない場合は、現場閉所状況に応じた標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に該当の補正係数を乗じた減額変更を行う。(営繕工事は労務費補正分を減額変更する。)

イ 受注者希望型

発注者は現場閉所状況を確認し、現場閉所状況に応じた標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に該当の補正係数を乗じた増額変更を行う。(営繕工事は労務費補正分を増額変更する。)

(5) 竣工検査

ア 受注者は、5(3)オで監督員に提出済みの工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)を竣工書類に添付する。

イ 受注者は、アンケート様式に記入し、監督員に電子データを提出する。アンケート様式は新発田市ホームページからダウンロードできる。

ウ 発注者は、次のとおり加点を行う(発注者指定型・受注者希望型ともに同様)。

※ 週休2日(4週8休相当以上)のみが加点対象となるため、留意すること。

(ア) 技術者が週休2日(4週8休相当以上)を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

(イ) 工事現場が週休2日(4週8休相当以上)の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

(ウ) 技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日(4週8休相当以上)を達成した場合、対象項目のみに加点評価する。

(エ) 技術者及び工事現場ともに週休2日(4週8休相当以上)を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方を加点評価する。

【工事成績の加点内容の一覧表】

創意工夫	社会性	合計得点
技術者が週休2日(4週8休相当)を達成	工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成	
+1.2点	+1.0点	+2.2点